



発行 新潟県

第 31 号

令和3年4月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 518 保安林の指定予定（治山課）
- 519 保安林の指定予定（治山課）
- 520 保安林の指定予定（治山課）
- 521 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 522 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 523 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 524 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 525 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 526 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 527 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 528 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 529 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 530 道路の区域変更（道路管理課）
- 531 道路の供用開始（道路管理課）
- 532 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 533 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 534 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）

病院局告示

- 7 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）
- 8 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

労働委員会告示

- 3 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）

正 誤

令和3年4月9日付け県報第28号告示第448号中（農地計画課）

告 示

◎新潟県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県五泉市高松字中坪362から364まで、365の1、367、437、440の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び五泉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第519号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市君帰字南沢441から443まで、450の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第520号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町豊実字草刈場丁676から丁684まで、丁684の乙、丁685、丁686、丁2746、丁2748から丁2756まで、丁2758から丁2780まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第521号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次の

とおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月20日

新潟県十日町地域振興局長

1 就任

理事	中魚沼郡津南町大字秋成1314番地	桑原 和隆
〃	〃 〃 大字中深見乙716番地	富澤 實
〃	〃 〃 大字下船渡丁4711番地	大平 勝則
〃	〃 〃 大字下船渡己2616番地	桑原 浅孝
〃	〃 〃 大字下船渡甲1718番地 3	桑原 紀夫 (理事長)
〃	〃 〃 十日町市倉俣甲1460番地	高橋 昭夫
〃	〃 〃 中魚沼郡津南町大字米原丙1398番地	大口 雅登
〃	〃 〃 大字中深見丁13番地	藤ノ木 昇
〃	〃 〃 大字上郷宮野原1249番地	島田 福一
〃	〃 〃 大字上郷大井平2508番地	中島 芳文
〃	〃 〃 大字赤沢4063番地	滝沢 国敏
〃	〃 〃 大字谷内1020番地	滝沢 勝
〃	〃 〃 大字上郷宮野原4691番地 4	山本 光一
〃	〃 〃 大字芦ヶ崎甲1117番地 2	内山 純一
監事	〃 〃 十日町市芋川乙681番地 1	鈴木 正志
〃	〃 〃 中魚沼郡津南町大字赤沢4053番地	関谷 広光
〃	〃 〃 大字芦ヶ崎甲883番地 1	清水 規之

就任年月日 令和3年4月7日

2 退任

理事	中魚沼郡津南町大字秋成1314番地	桑原 和隆
〃	〃 〃 大字中深見乙716番地	富澤 實
〃	〃 〃 大字下船渡丁4711番地	大平 勝則
〃	〃 〃 大字下船渡己2616番地	桑原 浅孝
〃	〃 〃 大字下船渡甲1718番地 3	桑原 紀夫 (理事長)
〃	〃 〃 十日町市倉俣甲1460番地	高橋 昭夫
〃	〃 〃 中魚沼郡津南町大字米原丙1160番地	藤木 正光
〃	〃 〃 大字中深見丁13番地	藤ノ木 昇
〃	〃 〃 大字上郷宮野原1249番地	島田 福一
〃	〃 〃 大字上郷大井平2508番地	中島 芳文
〃	〃 〃 大字赤沢3182番地	滝沢 幸博
〃	〃 〃 大字谷内2023番地	藤木 稔
〃	〃 〃 大字上郷子種新田2515番地	半戸 正章
〃	〃 〃 大字芦ヶ崎甲1117番地 2	内山 純一
監事	〃 〃 大字秋成9690番地	高橋 真二
〃	〃 〃 十日町市芋川乙681番地 1	鈴木 正志
〃	〃 〃 中魚沼郡津南町大字上郷寺石戊793番地	富沢 壽朗

退任年月日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第522号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を令和3年4月13日認可した。

令和3年4月20日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第523号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営柳沢池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧

に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年4月21日から令和3年5月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営青野地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年4月21日から令和3年5月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
上越市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営三郷地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年4月21日から令和3年5月24日まで

3 縦覧に供する場所
上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営和田北部地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年4月21日から令和3年5月24日まで

3 縦覧に供する場所
上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第527号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営釜沢地区農用地保全施設整備(中山間地域総合農地防災)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年4月21日から令和3年5月24日まで

3 縦覧に供する場所

糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第528号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営釜沢地区農用排水施設整備(中山間地域総合農地防災)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年4月21日から令和3年5月24日まで

3 縦覧に供する場所

糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第529号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和3年4月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

学校法人大彦学園

2 事業の種類

開志学園高等学校2号館移転整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

新潟市中央区南長潟及び長潟字本村前地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

開志学園高等学校2号館移転整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第21号に掲げる学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校の施設を整備するものであり、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和2年2月の理事会において、本件事業の承認を得ており、また、必要な財源について、用地補償費及び自己資金により予算措置していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業者が運営する開志学園高等学校は、多様な学習形態や芸術、音楽、スポーツ分野の専門課程などにより、特色ある教育を行っている通信制の高等学校であり、約700名の生徒が在籍している。

現在、当該高等学校の校舎は新潟市中央区弁天橋通地内に1号館、同市同区長潟地内に2号館があるが、本件事業は、このうち2号館の校舎が新潟県の施行する鳥屋野潟整備事業の事業用地内となったことから、移転整備するものである。

本件事業の実施により、現在の教育環境の維持が図られるだけでなく、校舎面積や教室数の増加、新しい設備の導入などにより、より質の高い教育を受けることのできる環境の整備・充実に寄与するものと認

められる。

また、鳥屋野潟整備事業は、周辺地域を集中豪雨などによる浸水被害から守るため、治水対策工事を行うものであるが、本件事業は、鳥屋野潟整備事業の円滑な施行に資するものであり、地域住民の安全性向上に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、天然記念物、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、事業に必要な面積が確保できることを条件に、1号館校舎周辺の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、鳥屋野潟整備事業による治水対策工事により移転を余儀なくされた校舎の移転先の確保が前提となる事業であり、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市中央区役所建設課まちづくり係

◎新潟県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天神林上条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
加茂市大字下条字中谷地甲1695番2から	新	(A)8.4~20.3メートル	436.9メートル

同市大字下条字中谷地甲1555番2まで		(B)6.0~20.3メートル	436.2メートル
	旧	(A)8.4~20.3メートル	436.9メートル
		(B)6.4~20.3メートル	445.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 天神林上条線
- 2 供用開始の区間
加茂市大字下条字中谷地甲1695番2から同市大字下条字中谷地甲1555番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月20日

◎新潟県告示第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
燕弥彦都市計画用途地域（燕市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 燕弥彦都市計画地区計画（燕市決定）
名称 吉田南地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第534号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和3年2月12日	岩渕 智行	第10647号	申請

令和3年2月26日	橋本 健一	第7855号	死亡
令和3年2月26日	渡部 昭次	第4272号	死亡
令和3年2月26日	諸橋 里美	第17837号	申請

病院局告示

◎新潟県病院局告示第7号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年4月20日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

- 1 委託した事務
新潟県立病院における診療費等未収金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階
弁護士法人館野法律事務所
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎新潟県病院局告示第8号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年4月20日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

- 1 委託した事務
 - (1) 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務
 - (2) 新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務
 - (3) 新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、旧新潟県立六日町病院、旧新潟県立小出病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立坂町病院及び新潟県立リウマチセンターにおける診療費等の収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
 - (1) 新潟市中央区下所島2丁目8番14号
株式会社YARUSHIKA
 - (2) 新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
株式会社NKSコーポレーション新潟支店
 - (3) ア 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブナーイレブン・ジャパン
イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
ウ 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
エ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社
オ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ミニストップ株式会社
カ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
キ 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
国分グローサーズチェーン株式会社

- ク 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
- ケ 東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
- コ 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和3年度新潟県立柿崎病院ボイラ業務等委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年4月20日

新潟県立柿崎病院長 太田 求磨

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度 新潟県立柿崎病院ボイラ業務等委託 一式

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県上越市柿崎区柿崎6412-1

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 55床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成29年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本業務の設備保全業務に配置する業務員は次の資格を有すること。

ア 二級ボイラ（以上）技士資格者又は、第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者。

イ 乙種4類危険物取扱者免状を有し、電気設備の知識を有する者。

(9) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1
新潟県立柿崎病院経営課
電話番号 025-536-3131 内線116

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和3年4月27日(火)午後5時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年4月30日(金)午前10時30分

新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第3号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により委嘱した令和3年4月8日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和3年4月20日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

氏名	現職	略歴
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学 特任助教
岩淵 浩	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
目黒 千早	—	新潟県農林水産部長
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 特別執行委員	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 新潟県支部 参与
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
片原 匡郁	JAM 新潟書記長	JAM 新潟副書記長
砂長 勉	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 千葉県支部長
那須野 眞智子	旭ビル管理(株) 代表取締役社長	同左
徳武 裕一	(一社) 新潟県経営者協会 専務理事	(一社) 新潟県経営者協会 事業推進部長
酒井 春男	—	ダイニチ工業(株) 顧問
廣澤 藤幸	(株) 福田組 監査室参与	(株) 福田組 監査室長
小出 清	北陸ガス(株) 取締役総務部長	北陸ガス(株) 長岡支社長
須貝 幸子	新潟県労働委員会事務局長	新潟県県民生活・環境部副部長兼政策 監
小田 勝俊	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県土木部監理課建設業室長

正 誤

令和3年4月9日付け新潟県告示第448号(土地改良区役員の就退任報告)

8ページの

「

- 〃 〃 北区太田2843番地 本間 藤雄
 〃 〃 八幡1472番地 五十嵐 直明

」

は、

「

〃 新潟市 北区太田2843番地 本間 藤雄
〃 新発田市八幡1472番地 五十嵐 直明

」

の誤り。

9ページの

「

〃 〃 北区太田2843番地 本間 藤雄

」

は、

「

〃 新潟市 北区太田2843番地 本間 藤雄

」

の誤り。